

被扶養者・任意継続被保険者の皆様へ

近畿日本ツーリスト健康保険組合  
理事長 片本 義也

## 被扶養者家族および任意継続者 令和4年度 健康診断受診のご案内について

生活習慣病の予防を目的とし、健康保険組合に義務づけられた「特定健診」について、令和4年度の「特定健診のご案内」を以下に記載された受診対象者の方へ6月下旬にご自宅宛送付いたします。

当健保では本年度も、法定健診より受診対象年齢や健診項目を充実したものにしていますので、送付される書類内容をご確認いただき、お早めのお申込みをいただくようお願いいたします。

### 1. 受診対象者

以下のすべてを満たす方が対象となります。（海外居住者は対象外）

- (1) 令和4年4月1日現在、当健康保険組合に加入している被扶養者および任意継続者
- (2) 令和4年4月1日～令和5年3月31日まで継続で加入している方
- (3) 令和5年3月31日現在の年齢が、35歳以上74歳以下の方
- (4) 受診日に、当健康保険組合の加入資格のある方

### 2. 申込期間

- ①合同健診：会場によって異なります。（「健康診断ご利用の手引き」を参照）
- ②個別健診：令和4年7月1日（金）～8月31日（水）

### 3. 受診期間

- ①合同健診：会場によって異なります。（「健康診断ご利用の手引き」を参照）
- ②個別健診：令和3年7月4日（月）～11月30日（水）

### 4. 送付書類

- (1) 健康診断のご案内（A4両面）
- (2) 令和3年度「健康診断ご利用の手引き」（1冊）
- (3) 健康診断カード廃止のチラシ（1枚）
- (4) 個人情報保護シール（1枚）
- (5) 60歳以上の方への文面

※（5）については、60歳以上の方のみに送付しています。

## 5. 発送日

### 令和年6月下旬（予定）

受診対象者のご自宅宛に日本予防医学協会から6月20日（月）以降順次送付いたします。

※6月20日（月）～6月24日（金）発送完了予定日

#### ※被扶養者の案内文書の送付先について※

案内文書は、各会社より提供いただいたデータを基に住所へ被扶養者宛で送付いたします。

**単身赴任などで被扶養者の方と住所が違う場合は、ご家族の住所に届かない場合があります。**

**その際は、お手数ですが宛名のご家族の方へお渡しくださいますようお願いいたします。**

ご自身ご家族の健康状態を毎年確認し健康づくりにつなげていくものですので、1年に1度の健診を心がけましょう。

## 6. 受診後の健診結果提出のご協力のお願い（本冊子でご案内する健康診断以外で受診された方）

当健保がご案内する合同健診（診療所）および提携医療機関以外で健康診断を受診された方は、「健診結果のコピー」と「法定問診票」を当健保組合宛にご送付ください。

**条件を満たした「健診結果コピー」と「法定問診票」**をお送りいただいた対象者全員に、**「1,000円分クオカード」**をプレゼントします。

※上記「条件を満たす要件」については、6月20日（月）以降に日本予防医学協会から送付される『健康診断ご利用の手引き』の“裏表紙”をご参照ください。

## 7. その他

令和4年度の「特定健診」を受診しない場合、令和5年4月1日～令和6年3月31日の「人間ドック」「がん検診」の補助対象とはなりませんのでご注意ください。

※今年度より合同（診療所）健診を受診される方は、HPV検査の実施方法が変更になりましたので、詳しくは『健康診断ご利用手引き』の“P.5”をご参照ください。

### ◇◇◇ご受診される方へのお願い◇◇◇

健診会場において、以下のご協力をお願いします。

① 健診当日は、健診会場にお越しになる前に**必ず自宅等で体温の測定**をしてください。

※受付時に非接触型体温計等で体温測定を行い、37.0度以上の発熱時にはお帰りいただくことがあります。

② 健診中は**マスクの着用と手指消毒**をお願いいたします。

※マスクはご自身でご用意ください。